

平成 24 年経済センサス - 活動調査 (確報)

産業別集計「卸売業, 小売業」

名古屋市分

結果の概要

平成 26 年 3 月

名古屋市総務局企画部統計課

目 次

利用上の注意	1
1. 概況	2
2. 事業所数構成比	3
3. 従業者数構成比	3
4. 年間商品販売額構成比	4
5. 小売業売場面積構成比	4
5-2. 小売業売場面積規模	5
6. 小売業営業時間	6
7. 小売業業態別	7
7-2. 小売業業態別売場面積	8
8. 区別事業所数等	9
8-2. 区別、主な業態別事業所数(参考例示)	12
用法、用語等説明	13

利用上の注意

1. 産業別集計「卸売業,小売業」について

(1) 本表は、総務省・経済産業省が平成25年11月27日に公表した「平成24年経済センサス-活動調査 産業別集計 卸売業,小売業」及びその調査票情報から名古屋市が独自に集計したもので、産業大分類が「I-卸売業,小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所を対象としている。

- ・「管理,補助的経済活動」のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上(収入)金額」の「商業」(「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。)に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、産業横断的集計の「卸売業,小売業」(産業大分類I-卸売業,小売業)の結果とは異なっている。

(2) 年間商品販売額、商品手持額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

(3) 調査期日は平成24年2月1日であるが、年間商品販売額は平成23年1年間、商品手持額は平成23年12月末の数値である。

(4) 商業統計調査結果との比較については、上記(1)、(2)のとおり集計対象が異なることから単純比較をすることはできない。

2. 業態分類について

業態分類(小売業のみ)の定義は、「用法、用語等説明 別表『業態分類表』」のとおりである。

業態分類と産業分類との関係では、以下の項目について名称が類似していても定義が異なるため、留意する必要がある。

- ・業態分類「コンビニエンスストア」と産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」
- ・業態分類「うちホームセンター」と産業分類「6091 ホームセンター」
- ・業態分類「無店舗販売」と産業分類「61 無店舗小売業」

具体的な定義の相違等については、「用法、用語等説明『業態分類表』」の備考欄や脚注を参照のこと。

3. 商品販売形態区分

商品販売形態区分(小売業のみ)の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算されている。計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げた結果を、更に四捨五入を行って百万円単位で表示している。

具体的な定義については「用法、用語等説明」の『商品販売形態区分』を参照のこと。

4. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。

集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所は「X」とした。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

1. 概況【表 1】

平成 24 年 2 月 1 日現在、本市に所在する「卸売業、小売業」の事業所数は 23,409 事業所、従業者数は 234,435 人となっており、年間商品販売額は 24 兆 1367 億円となっています。

事業所数では、卸売業が 10,074 事業所で全体（「卸売業、小売業」）の 43.0%、小売業が 13,335 事業所で全体の 57.0%となっています。従業者数は、卸売業が 122,595 人で全体の 52.3%、小売業が 111,840 人と全体の 47.7%となっています。

年間商品販売額では卸売業が 21 兆 4346 億円で全体の 88.8%、小売業は 2 兆 7022 億円で全体の 11.2%と、卸売業が約 9 割を占めています。

産業中分類別でみると、事業所数では「その他の小売業」の割合が最も高く 21.8%、次いで「飲食料品小売業」が 14.9%、次に「機械器具卸売業」が 13.2%となっています。従業者数では、「機械器具卸売業」の割合が最も高く 17.1%、次いで「その他の小売業」が 15.5%、次に「飲食料品小売業」が 15.3%となっています。

年間商品販売額では、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」の割合が 36.9%と最も高く、次いで「機械器具卸売業」が 23.0%となっており、この 2 つの産業で全体の約 6 割を占めています。

表 1 産業中分類別 事業所数、従業者数及び年間商品販売額

産業中分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)
卸売業、小売業合計	23,409	100	234,435	100	24,136,736	100
卸売業	10,074	43.0	122,595	52.3	21,434,574	88.8
各種商品卸売業	54	0.2	1,011	0.4	656,472	2.7
繊維・衣服等卸売業	748	3.2	10,211	4.4	713,164	3.0
飲食料品卸売業	1,488	6.4	18,719	8.0	2,890,486	12.0
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2,429	10.4	25,716	11.0	8,911,323	36.9
機械器具卸売業	3,084	13.2	40,194	17.1	5,553,452	23.0
その他の卸売業	2,271	9.7	26,744	11.4	2,709,676	11.2
小売業	13,335	57.0	111,840	47.7	2,702,163	11.2
各種商品小売業	48	0.2	9,720	4.1	490,982	2.0
織物・衣服・身の回り品小売業	2,464	10.5	11,865	5.1	206,489	0.9
飲食料品小売業	3,479	14.9	35,870	15.3	556,863	2.3
機械器具小売業	1,748	7.5	13,562	5.8	570,331	2.4
その他の小売業	5,095	21.8	36,301	15.5	732,471	3.0
無店舗小売業	501	2.1	4,522	1.9	145,026	0.6

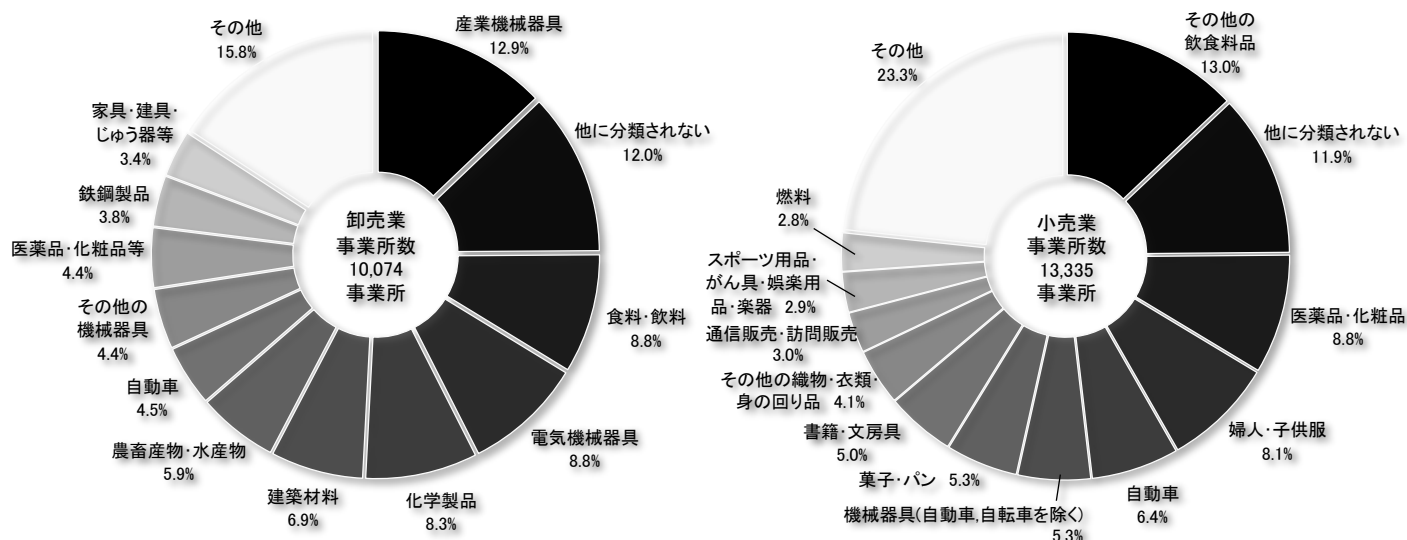
注)「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。
従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

2. 事業所数構成比【図1】

産業小分類別で事業所数の構成比をみると、卸売業では「産業機械器具卸売業」の割合が最も高く12.9%、次いで「他に分類されない卸売業」が12.0%、次に「食料・飲料卸売業」が8.8%となっています。

小売業では、「その他の飲食料品小売業」の割合が最も高く13.0%、次いで「他に分類されない小売業」が11.9%、次に「医薬品・化粧品小売業」が8.8%となっています。

図1 産業小分類別 事業所数構成比（※上位12位までを表示）



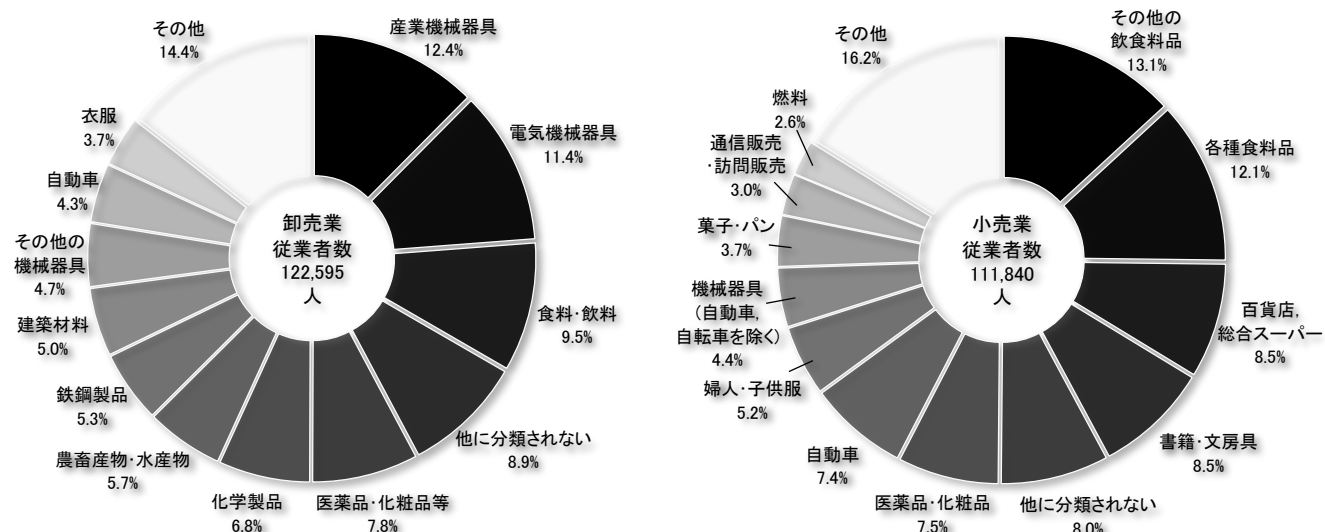
注) 「管理, 補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

3. 従業者数構成比【図2】

産業小分類別の従業者数の構成比をみると、卸売業では「産業機械器具卸売業」の割合が最も高く12.4%、次いで「電気機械器具卸売業」が11.4%、次に「食料・飲料卸売業」が9.5%となっています。

小売業では、「その他の飲食料品小売業」の割合が最も高く13.1%、次いで「各種食料品小売業」が12.1%、次に「百貨店, 総合スーパー」が8.5%となっています。

図2 産業小分類別 従業者数構成比（※上位12位までを表示）



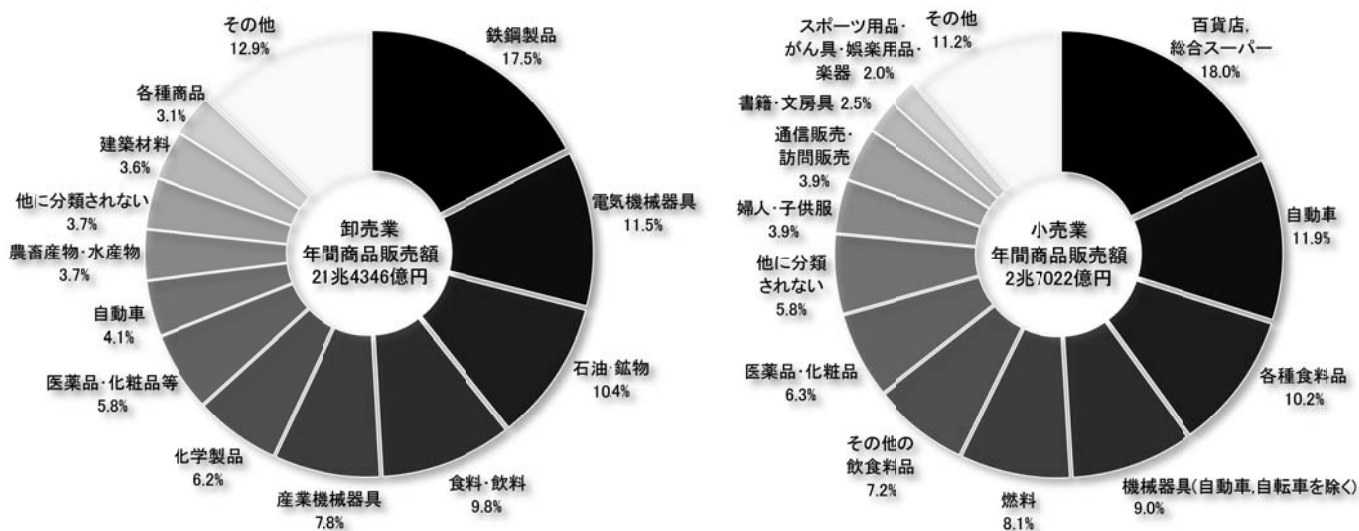
注) 従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

4. 年間商品販売額構成比【図3】

産業小分類別の年間商品販売額の構成比をみると、卸売業では「鉄鋼製品卸売業」の割合が最も高く 17.5%、次いで「電気機械器具卸売業」が 11.5%、次に「石油・鉱物卸売業」が 10.4%となっています。

小売業では、「百貨店, 総合スーパー」の割合が最も高く 18.0%、次いで「自動車小売業」が 11.9%、次に「各種食料品小売業」が 10.2%となっています。

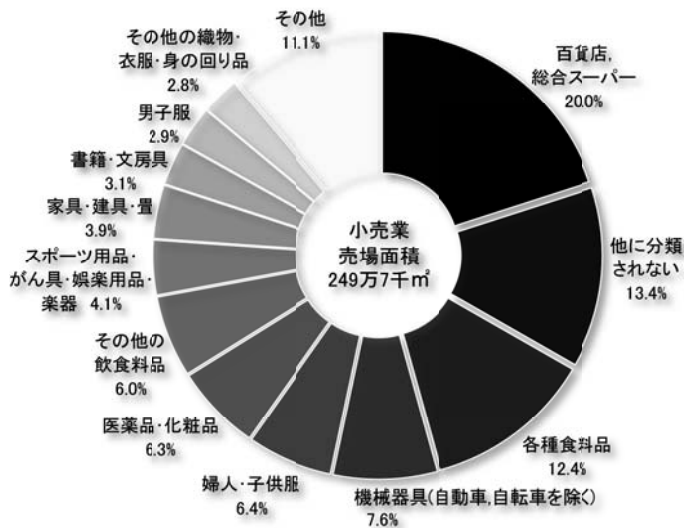
図3 産業小分類別 年間商品販売額構成比（※上位12位までを表示）



5. 小売業売場面積構成比【図4】

小売業の売場面積の構成比を産業小分類別でみると、「百貨店, 総合スーパー」の割合が最も高く 20.0%、次いで「他に分類されない小売業」が 13.4%、次に「各種食料品小売業」が 12.4%となっています。

図4 産業小分類別 小売業売場面積構成比（※上位12位までを表示）



注) 牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

5-2. 小売業売場面積規模【表2、図5】

小売業の売場面積規模別の事業所数をみると、「50 m²以上 100 m²未満」の事業所が最も多く、2,652 事業所で全体の 19.9% となっています。次いで「30 m²以上 50 m²未満」が 2,312 事業所で 17.3%、次に「100 m²以上 250 m²未満」が 2,026 事業所で 15.2% となっています。

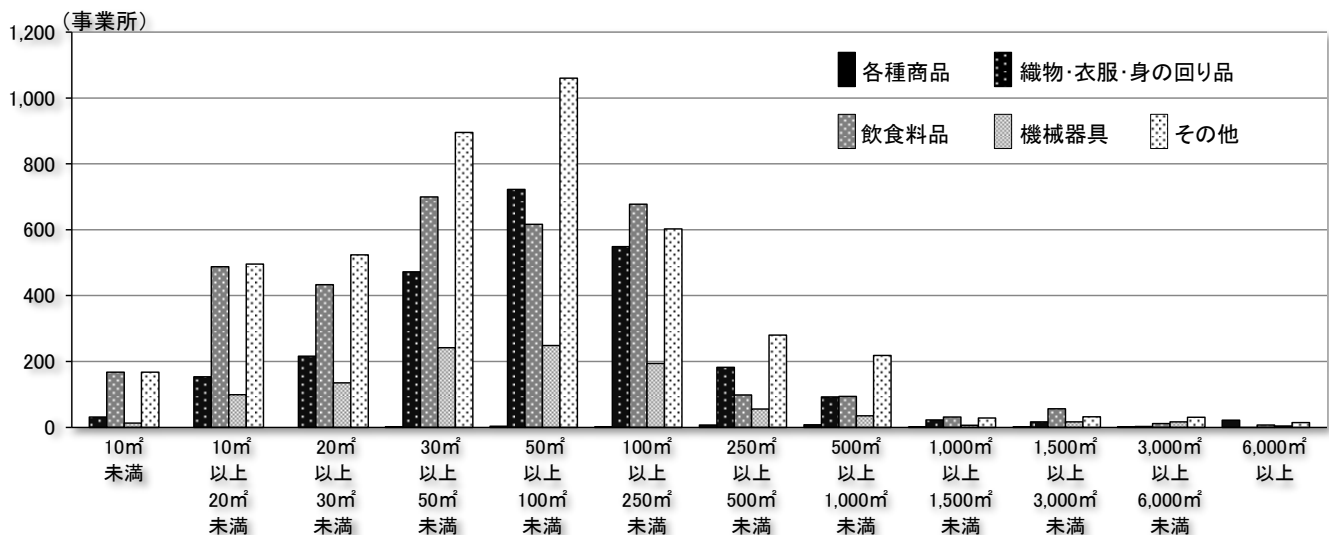
産業中分類別にみると、百貨店や総合スーパーを含む「各種商品小売業」では「6,000 m²以上」の事業所が 22 事業所で、「各種商品小売業」全体の 45.8% となっています。また「6,000 m²以上」の事業所全体の 4 割以上を「各種商品小売業」が占めています。

衣料品や寝具等小売店を含む「織物・衣服・身の回り品小売業」と、自動車や自転車、電気機械や家電等小売店を含む「機械器具小売業」では、「50 m²以上 100 m²未満」の事業所が最も多くなっています。主として飲食料品を小売する「飲食料品小売業」では「30 m²以上 50 m²未満」の事業所が最も多くなっています。

表2 産業中分類別 小売業売場面積規模別事業所数

産業中分類	合計	10m ² 未満	10m ² 以上 20m ² 未満	20m ² 以上 30m ² 未満	30m ² 以上 50m ² 未満	50m ² 以上 100m ² 未満	100m ² 以上 250m ² 未満	250m ² 以上 500m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上 6,000m ² 未満	6,000m ² 以上	不詳
小売業合計	13,335	378	1,236	1,308	2,312	2,652	2,026	622	447	88	121	61	48	2,036
各種商品	48	-	-	-	2	3	2	7	8	1	1	2	22	-
織物・衣服・身の回り品	2,464	31	153	216	472	723	549	182	92	22	16	2	1	5
飲食料品	3,479	167	488	433	700	617	678	98	94	31	56	11	7	99
機械器具	1,748	13	99	135	242	248	194	55	35	6	16	16	4	685
その他	5,095	167	496	524	896	1,061	603	280	218	28	32	30	14	746
無店舗	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501

図5 産業中分類別 小売業売場面積規模別事業所数



注) 売場面積について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は「不詳」に計上されている。
「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

6. 小売業営業時間【表 3、図 6】

小売業の営業時間別の事業所数をみると、「10 時間以上 12 時間未満」の事業所が最も多く 4,926 事業所で全体の 36.9%、次いで「8 時間以上 10 時間未満」が 4,768 事業所で 35.8% となっており、営業時間が 8 時間以上 12 時間未満の事業所が全体 7 割以上を占めています。

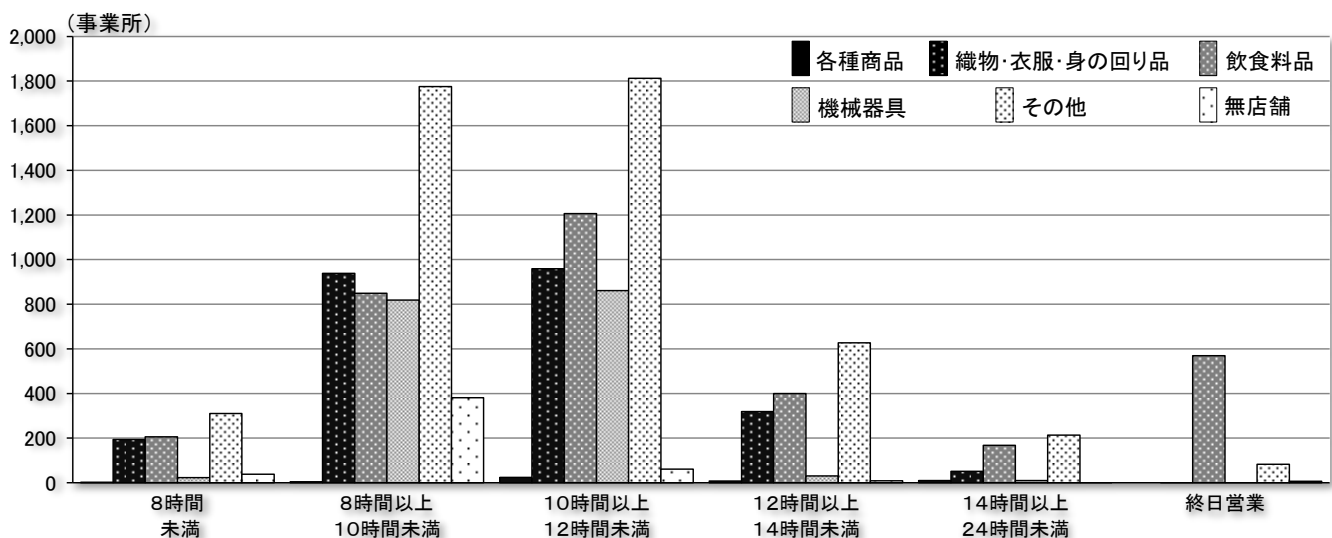
産業中分類別でみると、「無店舗小売業」以外の 5 つの小売業で「10 時間以上 12 時間未満」の事業所が最も多くなっています。「無店舗小売業」では「8 時間以上 10 時間未満」の事業所が最も多くなっています。

「終日営業」している事業所は、コンビニエンスストアを含む「飲食料品小売業」が最も多く 570 事業所で、「終日営業」全体の 85.8%を占めています。

表 3 産業中分類別 小売業営業時間別事業所数

産業中分類	合計	8時間未満	8時間以上10時間未満	10時間以上12時間未満	12時間以上14時間未満	14時間以上24時間未満	終日営業	不詳
小売業合計	13,335	775	4,768	4,926	1,395	457	664	350
各種商品	48	2	4	24	8	10	-	-
織物・衣服・身の回り品	2,464	194	939	959	319	52	1	-
飲食料品	3,479	206	849	1,206	400	168	570	80
機械器具	1,748	23	819	862	31	10	3	-
その他	5,095	311	1,776	1,813	628	214	83	270
無店舗	501	39	381	62	9	3	7	-

図 6 産業小分類別 小売業営業時間別事業所数



注) 営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)の事業所は不詳に計上されている。

「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

7. 小売業業態別【表4、図7】

小売業を業態別でみると、事業所数が最も多いのは「専門店」で7,797事業所、58.5%と6割弱を占めています。次いで「中心店」が2,770事業所で20.8%となっています。

従業者数が最も多いのも「専門店」で41,255人、36.9%。次いで「専門スーパー」が22,743人、20.3%となっています。

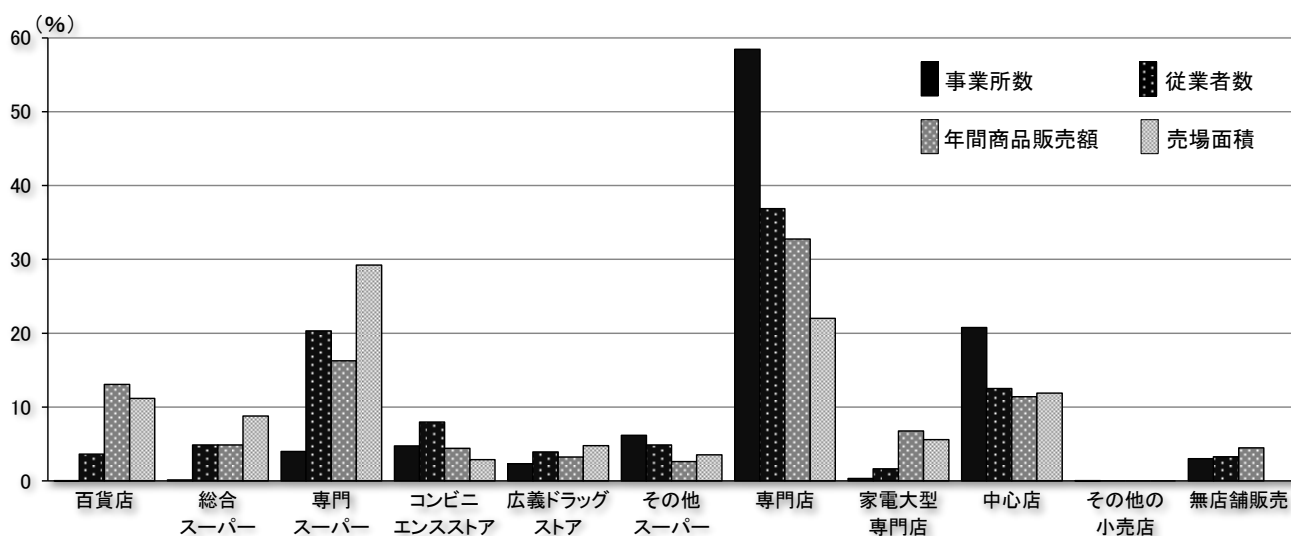
年間商品販売額でも、最も多いのが「専門店」で約8852億円で32.8%。次いで「専門スーパー」が約4401億円、16.3%となっています。

売場面積では、「専門スーパー」が最も多くなっており約73万平方メートル、29.2%。次いで「専門店」が約55万平方メートル、22.0%となっています。

表4 小売業業態別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積

業態分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額		売場面積	
	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)	(㎡)	構成比 (%)
総数	13,335	100	111,840	100	2,702,163	100	2,497,074	100
百貨店	6	0.0	4,056	3.6	353,487	13.1	278,907	11.2
総合スーパー	19	0.1	5,448	4.9	132,288	4.9	219,769	8.8
専門スーパー	530	4.0	22,743	20.3	440,142	16.3	730,234	29.2
コンビニエンスストア	631	4.7	8,918	8.0	119,755	4.4	72,552	2.9
広義ドラッグストア	308	2.3	4,398	3.9	87,820	3.2	119,488	4.8
その他スーパー	822	6.2	5,471	4.9	70,588	2.6	88,366	3.5
専門店	7,797	58.5	41,255	36.9	885,179	32.8	549,697	22.0
家電大型専門店	44	0.3	1,837	1.6	182,711	6.8	139,758	5.6
中心店	2,770	20.8	14,003	12.5	308,217	11.4	297,326	11.9
その他の小売店	5	0.0	43	0.0	622	0.0	977	0.0
無店舗販売	403	3.0	3,668	3.3	121,353	4.5	-	-

図7 小売業業態別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積の構成比



注) 「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。
 従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。
 業態分類については、「用法、用語等説明 別表『業態分類表』」の備考欄や脚注を参照のこと。

7-2. 小売業業態別売場面積【表5、図8】

小売業の業態別売場面積を1事業所当たりで比較すると、「百貨店」が最も大きく約4万6千平方メートル、次いで「大型総合スーパー」が約1万3千平方メートルとなっています。最も小さいのは「食料品専門店」で41平方メートルとなっています。

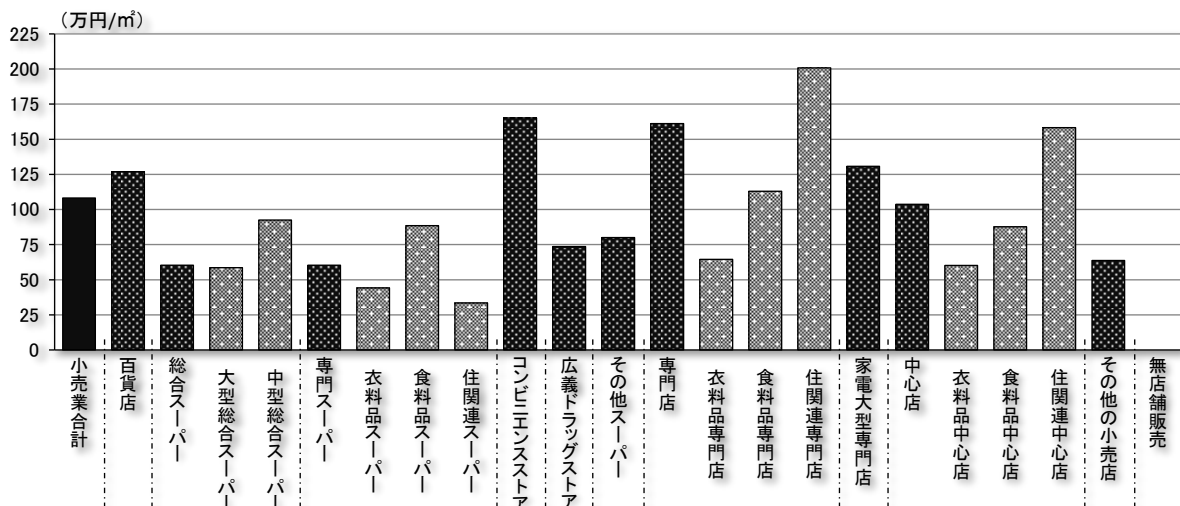
小売業の業態別売場面積当たり年間商品販売額では、「住関連専門店」が最も高く1平方メートル当たり201万円、次いで「コンビニエンスストア」が1平方メートル当たり165万円となっています。

「専門スーパー」、「専門店」、「中心店」のいずれも、「衣料品」よりも「食料品」の方が売場面積当たりの年間商品販売額が高くなっています。

表5 小売業業態別 事業所数等及び1事業所当たり売場面積、売場面積当たり年間商品販売額

業態分類	事業所数 (事業所)	売場面積 (㎡)	年間商品販売額 (万円)	1事業所当たり 売場面積 (㎡)	売場面積当たり 年間商品販売額 (万円/㎡)
小売業合計	13,335	2,497,074	270,216,251	187	108
百貨店	6	278,907	35,348,657	46,485	127
総合スーパー	19	219,769	13,228,773	11,567	60
大型総合スーパー	16	208,836	12,218,408	13,052	59
中型総合スーパー	3	10,933	1,010,365	3,644	92
専門スーパー	530	730,234	44,014,237	1,378	60
衣料品スーパー	117	83,258	3,670,435	712	44
食料品スーパー	240	340,185	30,098,432	1,417	88
住関連スーパー	173	306,791	10,245,370	1,773	33
うちホームセンター	43	184,358	6,051,970	4,287	33
コンビニエンスストア	631	72,552	11,975,504	115	165
広義ドラッグストア	308	119,488	8,782,045	388	73
その他スーパー	822	88,366	7,058,840	108	80
専門店	7,797	549,697	88,517,937	71	161
衣料品専門店	1,338	121,459	7,817,755	91	64
食料品専門店	1,482	60,250	6,803,755	41	113
住関連専門店	4,977	367,988	73,896,427	74	201
家電大型専門店	44	139,758	18,271,134	3,176	131
中心店	2,770	297,326	30,821,670	107	104
衣料品中心店	864	136,932	8,220,118	158	60
食料品中心店	657	39,171	3,434,040	60	88
住関連中心店	1,249	121,223	19,167,512	97	158
その他の小売店	5	977	62,174	195	64
無店舗販売	403	-	12,135,280	-	-

図8 小売業業態別 売場面積当たり年間商品販売額



注) 「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。
業態分類については、「用法、用語等説明『業態分類表』」の備考欄や脚注を参照のこと。

8. 区別の事業所数等【表 6、図 9】

16区で比較すると、事業所数、従業者数、年間商品販売額、小売業の別売場面積のいずれも、卸売業、小売業ともに中区が最も多くなっており、2番目に多いのは中村区となっています。

中区と中村区の2区が全体に占める割合は、卸売業の事業所数で3割以上、従業者数で4割以上、年間商品販売額では6割弱となっています。

小売業では、中区と中村区の2区が全体に占める割合は、すべての項目で2割以上となっていますが、卸売業ほど他の区との差は大きくありません。

表 6 区別事業所数、従業者数、年間商品販売額及び小売業の売場面積

区	事業所数						従業者数					
	総数		卸売業		小売業		総数		卸売業		小売業	
	(事業所)	構成比 (%)	(事業所)	構成比 (%)	(事業所)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
名古屋市	23,409	100	10,074	100	13,335	100	234,435	100	122,595	100	111,840	100
千種区	1,325	5.7	448	4.4	877	6.6	11,534	4.9	4,310	3.5	7,224	6.5
東区	1,259	5.4	666	6.6	593	4.4	15,150	6.5	9,430	7.7	5,720	5.1
北区	1,336	5.7	540	5.4	796	6.0	10,386	4.4	4,363	3.6	6,023	5.4
西区	1,921	8.2	950	9.4	971	7.3	17,456	7.4	10,579	8.6	6,877	6.1
中村区	2,659	11.4	1,360	13.5	1,299	9.7	30,852	13.2	19,110	15.6	11,742	10.5
中区	3,864	16.5	2,025	20.1	1,839	13.8	46,622	19.9	31,564	25.7	15,058	13.5
昭和区	1,026	4.4	393	3.9	633	4.7	8,932	3.8	4,750	3.9	4,182	3.7
瑞穂区	881	3.8	307	3.0	574	4.3	7,173	3.1	3,443	2.8	3,730	3.3
熱田区	1,042	4.5	556	5.5	486	3.6	12,327	5.3	7,723	6.3	4,604	4.1
中川区	1,727	7.4	729	7.2	998	7.5	14,505	6.2	6,858	5.6	7,647	6.8
港区	974	4.2	319	3.2	655	4.9	10,253	4.4	3,566	2.9	6,687	6.0
南区	1,273	5.4	380	3.8	893	6.7	10,074	4.3	3,708	3.0	6,366	5.7
守山区	928	4.0	324	3.2	604	4.5	8,581	3.7	2,873	2.3	5,708	5.1
緑区	1,161	5.0	271	2.7	890	6.7	11,936	5.1	2,228	1.8	9,708	8.7
名東区	1,116	4.8	509	5.1	607	4.6	11,270	4.8	5,521	4.5	5,749	5.1
天白区	917	3.9	297	2.9	620	4.6	7,384	3.1	2,569	2.1	4,815	4.3

区	年間商品販売額						小売業売場面積	
	総数		卸売業		小売業		(㎡)	構成比 (%)
	(百万円)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)	(百万円)	構成比 (%)		
名古屋市	24,136,736	100	21,434,574	100	2,702,163	100	2,497,074	100
千種区	819,502	3.4	677,662	3.2	141,841	5.2	144,386	5.8
東区	2,577,745	10.7	2,450,622	11.4	127,123	4.7	119,973	4.8
北区	587,261	2.4	475,796	2.2	111,465	4.1	99,859	4.0
西区	1,453,329	6.0	1,313,504	6.1	139,825	5.2	136,968	5.5
中村区	6,414,824	26.6	6,037,821	28.2	377,003	14.0	257,458	10.3
中区	6,774,191	28.1	6,228,585	29.1	545,606	20.2	403,711	16.2
昭和区	462,283	1.9	376,960	1.8	85,323	3.2	87,700	3.5
瑞穂区	697,136	2.9	637,185	3.0	59,950	2.2	59,608	2.4
熱田区	955,194	4.0	783,324	3.7	171,870	6.4	92,349	3.7
中川区	758,014	3.1	587,944	2.7	170,069	6.3	148,241	5.9
港区	471,319	2.0	332,085	1.5	139,233	5.2	232,701	9.3
南区	390,369	1.6	271,795	1.3	118,574	4.4	133,010	5.3
守山区	279,887	1.2	168,506	0.8	111,381	4.1	138,793	5.6
緑区	351,602	1.5	159,579	0.7	192,023	7.1	250,463	10.0
名東区	837,463	3.5	727,387	3.4	110,076	4.1	109,666	4.4
天白区	306,617	1.3	205,818	1.0	100,799	3.7	82,188	3.3

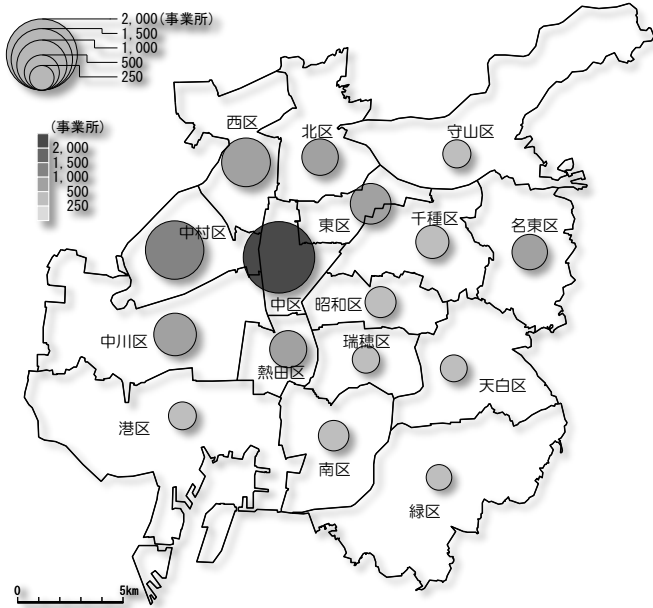
注) 「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

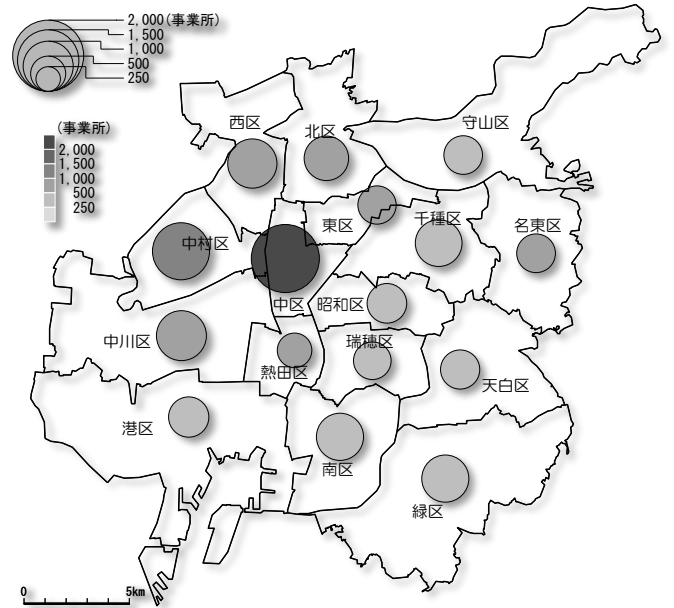
図9 区別事業所数、従業者数、年間商品販売額及び小売業の売場面積

—事業所数—

卸売業

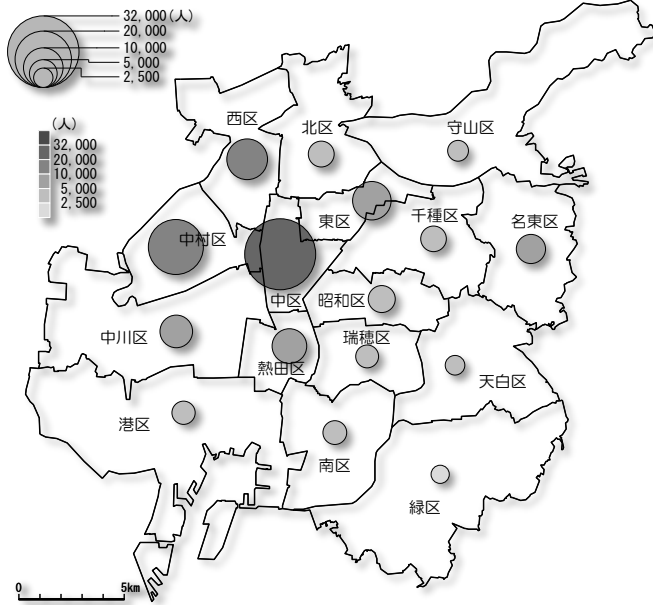


小売業

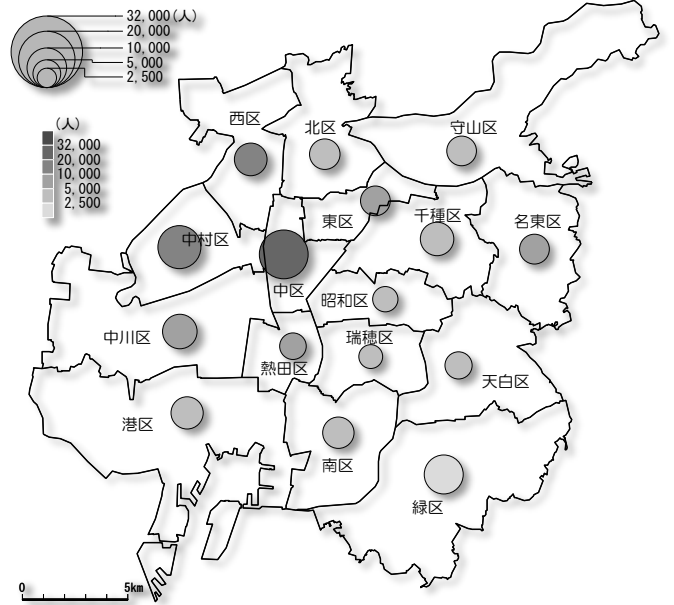


—従業者数—

卸売業



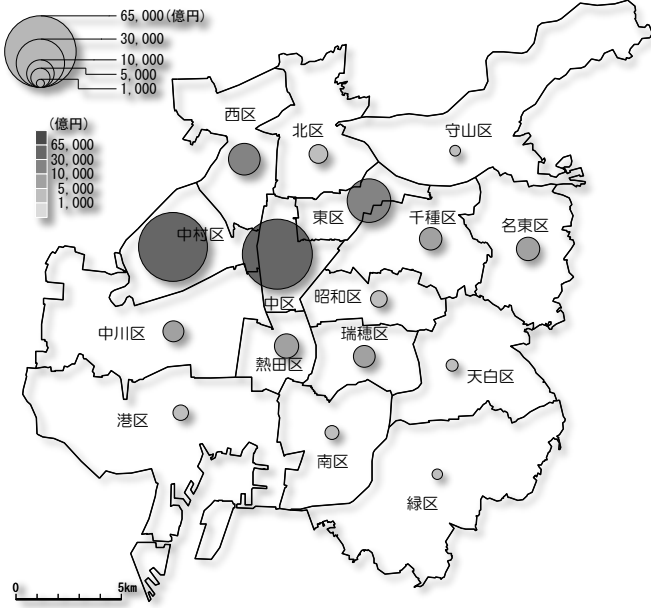
小売業



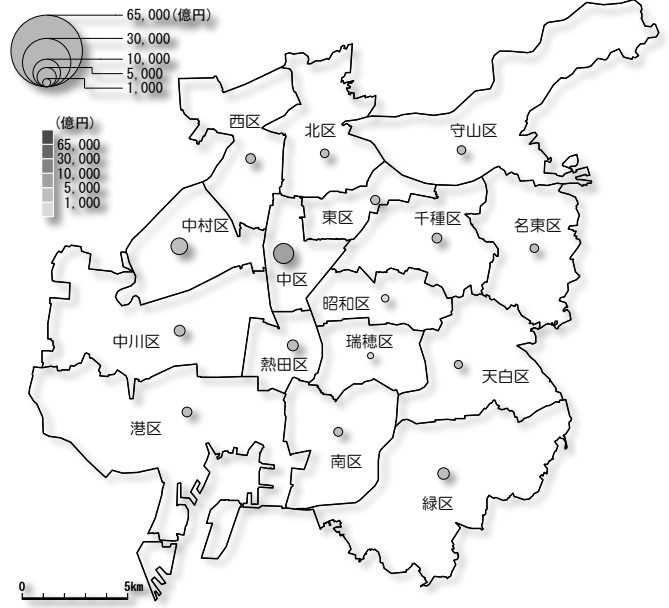
注) 「管理, 補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。
 従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

—年間商品販売額—

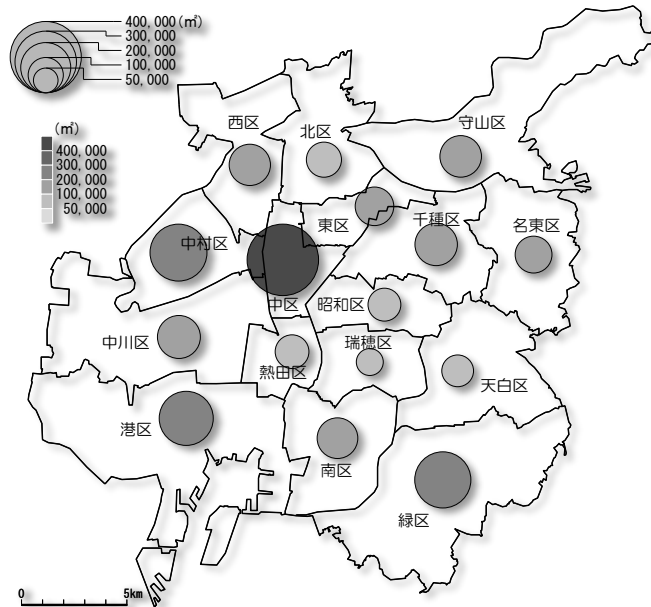
卸売業



小売業



—小売業売場面積—



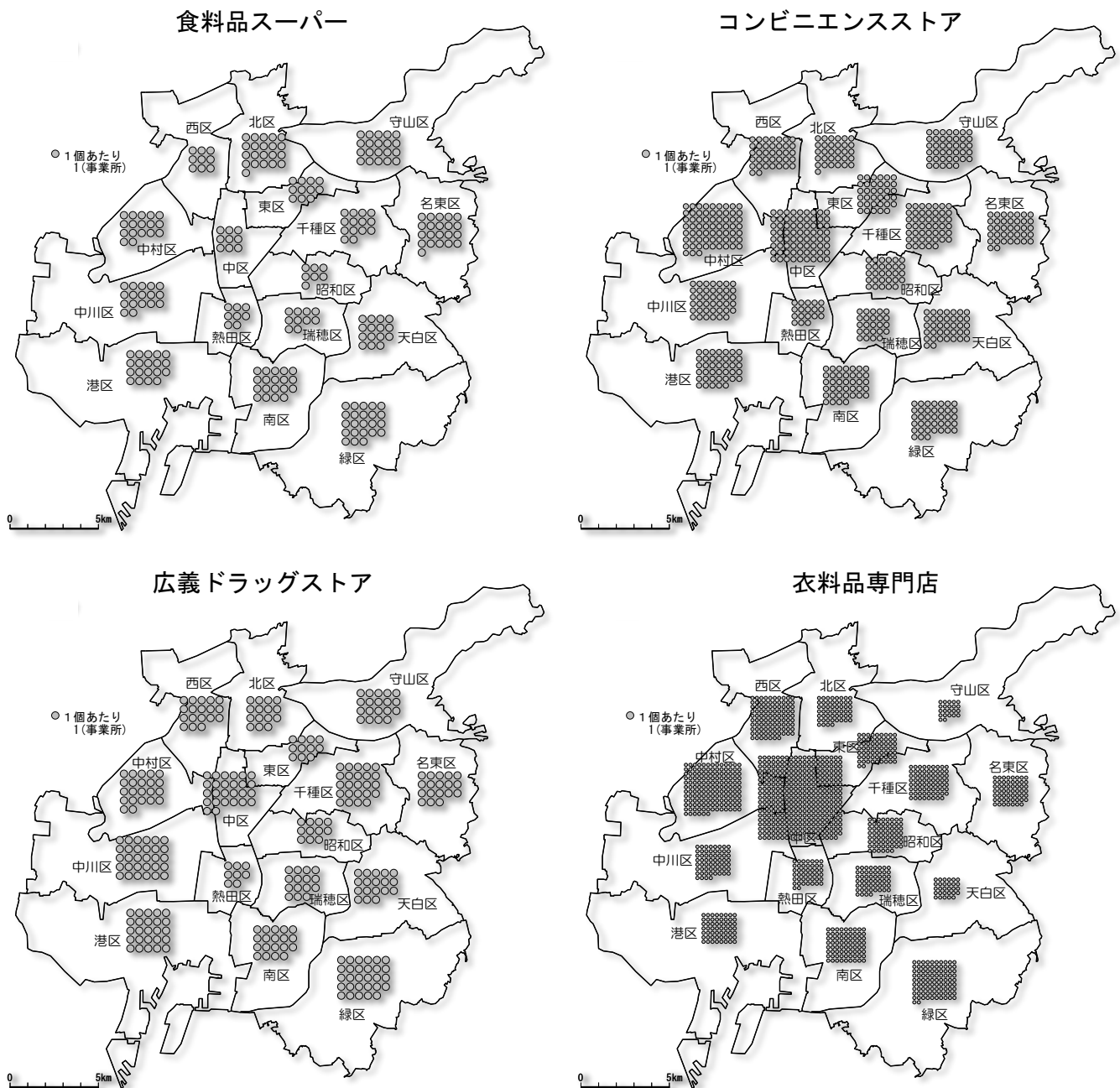
8-2. 区別、主な業態別事業所数(参考例示)【表7、図10】

区別の業態別事業所数について、下記の4つの業態を例として比較してみると、「食品スーパー」は周辺区の方で多くなっています。「コンビニエンスストア」は中区や中村区、千種区で多くなっています。「広義ドラッグストア」は区によつての差がありません。「衣料品専門店」では中区が突出して多く、2番目に多い中村区の2倍以上となっています。

表7 区別業態別事業所数(4業態について例示)

業態分類(一部)	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区
食品スーパー	14	11	21	9	17	9	7	10	8	17	19	19	20	23	21	15
コンビニエンスストア	47	35	31	37	66	72	29	24	18	41	40	39	40	38	37	37
広義ドラッグストア	24	11	15	18	22	26	11	15	8	30	25	19	19	29	18	18
衣料品専門店	71	65	52	97	149	360	62	52	44	60	56	72	22	92	55	29

図10 主な業態別事業所数(4業態について例示)



注)「管理、補助的経済活動」のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。
業態分類については、「用法、用語等説明『業態分類表』」の備考欄や脚注を参照のこと。

用法、用語等の説明

1. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

ア 「5011各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

表1 財別と商品分類

財別	商品分類番号上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商, 仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商, 仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店, 総合スーパー」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品 小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

2. 業態分類について

業態分類（小売業のみ）の定義は、別表の「業態分類表」とおりである。

3. 商品販売形態区分について

商品販売形態区分（小売業のみ）の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算されている。計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げた結果を、更に四捨五入を行って百万円単位で表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合がある。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きも含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

4. 主な用語の説明

(1) 事業所（卸売業・小売業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所

④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

平成24年2月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

(9) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(10) 商品手持額

平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(11) 売場面積（小売業のみ）

平成24年2月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

別表

業 態 分 類 表

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備 考
1. 百貨店	×	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) その他の百貨店					
2. 総合スーパー			3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) 中型総合スーパー					
3. 専門スーパー		衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち6021+6022+6042が0%を超え70%未満	250㎡以上		
(1) 衣料品スーパー					
(2) 食料品スーパー					
(3) 住関連スーパー うちホームセンター					
4. コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. 広義ドラッグストア		以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・603を25%以上取扱い、かつ、6032を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいう。 ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を扱っている事業所 ・セルフサービス方式を採用しており、店舗形態において「ドラッグストア」を選択した事業所
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6. その他のスーパー		2、3、4、5以外のセルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
7. 専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1) 衣料品専門店					
(2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9. 中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(1) 衣料品中心店					
(2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
うち各種商品取扱店(注3)					
11. 無店舗販売	×	訪問販売 + 通信・カタログ販売 + インターネット販売 + 自動販売機による販売が100%	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信・カタログ販売 + インターネット販売が80%以上			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号(日本標準産業分類の分類番号に準拠)である。また、「衣」、「食」、「住」とは、個人経営の場合は商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいい、個人経営以外の場合は、小売販売額の商品群別割合のうち 衣料品が「衣」、飲食料品が「食」、その他が「住」に該当する。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 平成19年商業統計の業態分類と比べ、「5. 広義ドラッグストア」、「8. 家電大型専門店」及び「11. 無店舗販売」を新たな業態として区分している。

(注5) 産業分類「6091ホームセンター」とは、産業分類「60その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいい、業態分類「うちホームセンター」の事業所数等とは一致しない。

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「6021金物」、「6022荒物」及び「6042苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、店舗形態において「ホームセンター」を選択した事業所

(注6) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。